

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業 年度	年	月	日から	法人 名
	年	月	日まで	

適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		年 月 日			
				支配関係発生日		年 月 日			
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算									
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済欠 損金額等 〔当該法人の前期 の別表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				②、③又は④	⑤	
			移転時価資産価額が移 転簿価資産価額以下で ある場合 〔①の金額〕	移転時価資産価額が移転簿価資産価額 を超える場合		移転時価資産超過額が 支配関係前欠損金額等 の合計額以下である場 合 〔支配関係事業年度前 の事業年度にあって は⑥-⑦)、支配関 係事業年度以後の事 業年度にあっては①〕			移転時価資産超過額が 支配関係前欠損金額等 の合計額を超える場 合 〔支配関係事業年度前 の事業年度にあって は0、支配関係事業 年度以後の事業年度 にあっては①-⑧〕
				①	②				
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円	円		
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
計									
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細									
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年 度前の事業年度 の①〕	移転時価資産超過額が 支配関係前欠損金額等 の合計額以下である場 合 ⑥のうち移転時価資産 超過額を構成するもの とされた部分の金額 〔①の金額を⑥の 古いものから順 次振当〕		移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合 支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金額 等のうち特定資産譲渡 等損失相当額以外の部 分から成る金額 〔別表12「⑧- ⑫」〕		⑨のうち制限対象金額 を構成するものとされ た部分の金額 〔⑩の金額を⑨の 古いものから順 次振当〕	⑩	
			⑥	⑦	⑧	⑨			
			年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円		円
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
年 月 日から 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金								
計									
制限対象金額の計算の明細				移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細					
移転時価資産超過額 (⑩の(イ)-⑩の(ロ))	⑪	円	名称等	時 価 (イ)	帳簿価額 (ロ)				
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫			円		円			
制限対象金額 ⑪-⑫	⑬								
			計						

第6号様式別表13の3記載要領

この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。